

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表
(女性活躍推進法第21条)

令和7年8月27日

特定事業主名：宮城県教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.9%
全職員	90.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.5%
本庁課長相当職	96.8%
本庁課長補佐相当職	93.4%
本庁係長相当職	93.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.8%
31～35年	95.0%
26～30年	95.3%
21～25年	93.3%
16～20年	93.5%
11～15年	93.3%
6～10年	94.0%
1～5年	99.6%

【説明欄】

・扶養手当や単身赴任手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は82.1%、単身赴任手当の受給者に占める男性の割合は91.0%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。